

熊監発第162号  
平成24年10月31日

請求人 様

熊本市監査委員 税 所 史 熙

熊本市監査委員 田 尻 清 輝

熊本市監査委員 堀 洋 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

熊本市職員措置請求について(通知)

平成24年9月21日に提出された標記の請求について、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

### 第1 請求書の受理

#### 1 請求の趣旨

措置請求書及び事実証明書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市が長嶺南二丁目ふれあい公園用地として購入した全4筆の土地のうち、熊本市東区長嶺南二丁目2178番87及び同2178番100の2筆（実測合計1,242.81㎡）の1㎡当たりの土地単価（以下「A単価」という。）と同2255番4及び同2255番564の2筆（実測合計1,253.78㎡）の1㎡当たりの土地単価（以下「B単価」という。）には1,400円/㎡の差額が生じている。

A単価は高額であり、本件土地単価は安い方のB単価に統一するのが妥当である。したがって、A単価で算定され支払われた土地購入費のうち、A単価とB単価の差額を合計した金額1,739,934円（1,400円/㎡×1,242.81㎡）は不当な支出である。

よって熊本市長に対し、不当に支出された公金1,739,934円の返還を求める。

#### 2 請求書の提出日

平成24年9月21日

#### 3 要件審査及び請求書の受理

本件監査請求について、おおむね所要の法定要件を具備していると認められるものの、受理前の要件審査では、本件監査請求期間が合規であるか判断できなかった。

よって、平成24年10月4日にこれを受理し、本案審理に併せて、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものか否か引き続き審査することとした。

### 第2 監査

#### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年10月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

新たな証拠の提出はなかったが、返還請求の額について、請求書では1,736,980円と記載されており、これはA単価で算定された土地2筆のうち1筆分の金額で

あったため、請求人に確認したところ、請求の趣旨として 2 筆分で算定した金額（1,739,934 円）の返還を求めることが認められた。

## 2 関係資料の提出

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、熊本市都市建設局河川公園課より関係資料の提出を求めた。

## 3 事実の確認

請求人から提出された証拠書類及び熊本市都市建設局河川公園課からの資料によれば、次のとおりの事実が認められる。

平成 20 年 9 月 8 日	本件土地売買契約
同 20 年 10 月 17 日	本件所有権移転登記
同 20 年 10 月 31 日	本件土地購入代金の支払
同 20 年 11 月 29 日 ～12 月 19 日（4 回）	長嶺南二丁目ふれあい公園ワークショップ開催
同 21 年 6 月 29 日	長嶺南二丁目ふれあい公園整備工事に係る公告
同 22 年 1 月 6 日	長嶺南二丁目ふれあい公園の供用を開始する公告
同 22 年 5 月 26 日	請求人による用地取得価格についての文書等の開示請求
同 22 年 6 月 7 日	文書等開示請求拒否決定通知
同 22 年 7 月 26 日	請求人による文書等の開示請求拒否決定処分に係る異議申立て
同 23 年 10 月 11 日	文書等の開示請求拒否決定処分を取り消す決定 文書等開示（一部請求拒否）決定通知 （平成 23 年 10 月 12 日郵送（翌日着））
平成 23 年 10 月 14 日	請求人が「長嶺南二丁目公園整備事業の実績明細表」を市政情報プラザにて受領
平成 24 年 9 月 21 日	熊本市職員措置請求（住民監査請求）

## 第 3 結果

### 1 主文

本監査請求は却下する。

## 2 却下の理由

住民監査請求ができる期間について、法第 242 条第 2 項は「…（前略）当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。…（後略）」としている。

これは、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法・不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求ないし住民訴訟の対象としておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、住民監査請求ができる期間を画一的・限定的に定めているものである。（最高裁昭和 63 年 4 月 22 日判決）

本件監査請求は、前述の平成 20 年 10 月 31 日の土地購入代金の支払日から約 3 年 11 ヶ月を経過しており、監査請求ができる期間をすでに徒過している。

請求人は、監査請求ができる期間を徒過したことについて、当初は不開示と決定された当該用地取得価格が、異議申立ての後開示決定され、平成 23 年 10 月 14 日に当該実績明細表を受け取ったことにより、本件支出が不当であるという内容を知ったからであると主張する。

確かに、法第 242 条第 2 項のただし書では、「正当な理由があるときは、この限りでない。」と定め、当該行為が秘密裡になされた場合など特段の事情があれば請求期間を徒過しても住民監査請求できるとする例外的な規定を設けている。

しかし、その「正当な理由」に該当するか否かについて、平成 14 年 9 月 12 日の最高裁判決は、① 住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、② 相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである、と判示している。

① の「…知ることができたと解される時」について、上記平成 14 年の最高裁判決は「市議会の委員会で支出の不明朗さが指摘された新聞報道がなされた時」と判示し、平成 20 年 3 月 17 日の最高裁判決では「文書開示により具体的な内容が明らかになった時」と判示している。

そして、② の「相当な期間内」については、上記平成 14 年の最高裁判決は「知ることができた日から 84 日後にされた監査請求は相当な期間内にされたものということはできない。」と判示している。

そこで、本件監査請求について検討するに、請求人は平成 23 年 10 月 14 日に文書の開示を受け、その具体的な内容を知ったことにより、請求対象が不当であることを摘示できたと認められるところ、その知った日から約 11 ヶ月を経過して監査

請求を行っていることから「相当な期間内」に監査請求したとはいえない。

よって、本監査請求は、所定の要件を具備していない不適法な請求であることから、主文のとおりとする。